

総務委員会

地域活性化を進め地方自治の拡充を

○第5次福山市総合計画について

1、基本計画について

- ① 基本計画、実施計画について、市民も参加し、意見が述べられるようにすること。
 - ② 駅前再生でエフピコリム福山は、解体撤去すること。駅北側の市の土地を、J Rと交換しないこと。
 - ③ 産業インフラの整備で、北産業団地2期工事は中止し見直すこと。
 - ④ 災害に強いまちづくりのために、芦田川や県・市河川についても堤防強化を行うこと。
 - ⑤ 生活道路の修繕の予算を抜本的に増やすこと。
 - ⑥ 福山市公共施設等サービス再構築基本方針は、撤回すること。同方針や福山市社会体育施設基本計画に基づき、地域交流施設等再整備基本方針、スポーツ施設再編方針は撤回すること。
- 2、連携中枢都市圏構想について
- ① 国に対し次の事を求めること。
 - (ア) 全国市町村会や全国市町村議会議長など地方から反対の声が強い道州制の導入は行わないこと。
 - (イ) 地方交付税制度を守り、地方財源を確保する事。
 - (ウ) 地方自治体の役割が十分発揮されるようしっかりと支援すること。
 - (エ) 「集約化」による新たな地方切り捨て政治は行わず、自治体の子育て支援、若者の仕事確保と定住促進への財政支援を実施すること。
 - (オ) 地方交付税の特例措置の終了にともなう新たな財源措置が14年度から一部実現しましたが、政府の責任で必要な財政需要に即した財源措置を確保すること。
 - 3、居住の自由を侵す立地適正化計画は、撤回すること。

マイナンバー制度について

○マイナンバーカードの交付状況は、全国で2020年12月1日現在23.1%です。国に対し、凍結・中止を求めること。

○職員にカード申請を強要しないこと。申請しない職員に不利益扱いを行わないこと。

○福山市は、マイナンバーカードを使用することで、全国のコンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書等が取得できるサービスを2020年3月2日から行っています。さらに、病院窓口でのマイナンバーカードによる受付ができるようにシステムの導入が行われています。個人情報漏洩につながる危険のあるマイナンバーカードの使用を促すサービス拡大は行わないこと。

○「特別徴収税額の通知書」にマイナンバーを記載しないこと。また、記載の中止を総務省に求めること。

○マイナンバーカードを使った「はらのまち福山ポイント」など地域経済応援ポイント活用事業は中止すること。

○マイナンバーについては、その記載がなくても不利益が生じないことを市民に周知すること。

○マイナンバーの危険性を市民に十分周知し、3分野事業以外には拡大しないこと。合わせて市民から預かった情報や職員などの情報管理を厳格に行い、情報流出を防ぐこと

国保行政について

○国保の広域化について

- 1、医療水準を加味しない統一保険料は、そうでない場合と比べ高くなります。医療水準を反映した試算も行うよう県に求めること。
- 2、国のガイドラインは、技術的助言であり、「都道府県国民健康保険運営方針」に保険料賦課決定権限及び予算決定権限はこれまで通り市町村にあることを明記するよう求めること。

3、県に対し、次のことを申し入れること。

①一般会計からの法定外繰り入れについて、削減・解消の義務付けや期限設定をせず、市町村の自主性を尊重すること。

②国の財政安定化基金は、市町財政及び保険税の負担増とならない運用ルールとすること。

③国の財政基盤強化のための支援は、一般会計繰入金の解消のためではなく、保険料軽減のために活用し、医療費削減の手段としないこと。

④市町へ補助をおこなうこと。

4、一般会計から法定外繰り入れを行うこと。

○高すぎる国保税を引き下げること。

1、国民健康保険税を一人1万円引き下げること。

2、国庫負担率を元の45%に還元するよう政府に求めること。

3、国保会計の黒字や国保基金は、国保税引き下げの財源とし、国保税を少なくとも世帯あたり1万円引き下げること。

4、一般会計からの繰り入れを大幅に増額し、国保税の引き下げや申請減免の財源に充てること。

5、保険税の賦課方式について、応益割合は低くし、応能割合を高め、累進性を高めること。

6、現在の保険税賦課計算では、滞納見込み分をあらかじめ、納付見込み分に乗せするため、保険税が割高となる仕組みです。滞納分は、納付者の責任ではありません。滞納分は、一般会計からの繰り入れで補てんすること。

7、多子軽減制度を拡充すること。

8、一部負担金を、子どもは無料に、現役世代は2割に、高齢者は1割に引き下げること。

⑦減免制度は、入通院とも生活保護基準の130%までに拡充すること。

⑧減免適用は、一時的な所得減少にとどまらず、保護基準以下の低所得者も対象とすること。

9、国保税の算定に、18歳未満の子どもは、課税対象にしないこと。少なくとも均等割りの減免を行うこと。

○国費の1兆円負担は、都道府県知事会も求めており福山市としても国に働きかけること。

○資格証明書や短期被保険者証は、発行せず保険証を交付すること。

○国保についても、傷病手当及び産前産後の出産手当金を出させるように政府に求め、当面福山市として実施すること。少なくとも、必要な予算についての試算を行うこと。

○国保税滞納者への人権を無視した強権的な取り立ては行わないこと。生活実態をよく聞き、親身に対応する相談・収納業務を行うこと。

○国保税の滞納分について、差押えは行わないこと。

滞納処分は、生活を著しく窮迫させる恐れについて、徴収法基本通達で「生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れ」と規定しており、金額的基準に基づき、モデルケースに該当すると思われる国保税未納者を調査し、執行停止の扱いとすること。

○国保運営協議会委員は、一般公募すること。

○特定検診の受診率向上計画をつくり、がん検診と合わせ受診者数を増やすこと。

後期高齢者医療制度について

○後期高齢者医療制度は、直ちに廃止し、老人医療保険制度に戻すよう政府に求めること。

○短期保険証の発行は行わないこと。

○資格証明書を引き続き発行しないこと。

○医療費の2割、3割負担は取りやめ、全ての高齢者の窓口負担を1割とするよう、国に求めること。

○保険料の滞納分の差し押さえは行わないこと。

○保険料の「特例軽減」を復活し、恒久化するよう国に強く求めるとともに、広島県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けるよう、広島県後期高齢者医療広域連合に求めること。

○高額療養費及び葬祭費の申請勸奨を徹底し、支給漏れをなくすこと。

○65才以上の市民への助成制度を設けること。

市政運営

- 市有地の安易な売却は行わず、地域住民の要望などを踏まえた公的利用を進めること。
- 地域交流施設は、地域住民の意見をよく聞き、削減ありきでなく、利便性を考えたものとする。
- 「新たな日常」に向け、オンライン化や、キヤッスレス化などの推進や、AIチャットボットを導入している。した。AIの活用にあたっては、過重労働の削減や、労働時間を削減する補助として活用すべきである。人員削減に使用しないルールを作る。

公務員給与について

- 1、「給与制度の総合的見直し」を撤回すること。
- 2、行政の目的は多元的であり、成果を測定する尺度を定めにくく、目標を定めることが困難なものです。賃金に反映する人事評価制度は、全体の奉仕者である公務員の意欲低下につながるものであり、撤回すること。
- 3、人事院勧告による期末・勤勉手当の支給について、すべてを勤勉手当とするのではなく期末手当に反映させること。

公務労働について

- 憲法第十五条で明記されている「全体の奉仕者」である公務員として市職員が、その自覚にもとづく職場規律の確立、職場からの行政改善など積極的に行い、住民奉仕の行政推進をはかること。
- 「業績評価」の導入は行わず、自治体職員の創意で意欲が生かされ、誇りと働きがいもてる職場とする。
- 市業務の不適正事務が起きています。「法の理解不足」「データの入力ミス」「法令遵守の不徹底」といわれていますが、正規職員の人員削減、人事評価などの問題を懸念するものです。必要な人員を確保すること、人事評価は行わないこと
- 職員に対するパワハラを側面することもあるが、職員に対し、アンケートを実施し、実態を調査し、パワハラを起こさない職場づくりを行うこと。
- 公務員の長時間勤務を是正すること。
 - 1、公務員労働組合との間で36協定がないことから、長時間労働に対する規制がありません。36協定を結ぶこと。
 - 2、臨時的に行うべき、長時間勤務が、恒常的に行われていることは問題です。真に臨時的かどうか精査し、必要な人員の確保を行うこと。
 - 3、長時間労働の一番の原因となっている定員適正化計画による職員の削減は、見直すこと。
- 保育士や学童保育指導員などの非正規雇用の正規化、労働条件を改善し「官製ワーキング・プア」をなくすこと。

公務員雇用問題について

- 正規職員は4016人、臨時職員1540人、嘱託職員1450人（2019年度決算資料）によって支えられています。
 - 1、臨時職員は、一時的業務に限定し、正規職員の代替にしないこと。
 - 2、恒常的に必要な職員は、正規職員として採用すること。
 - 3、非正規職員であっても、正規職員と同じ労働であれば、同一労働同一賃金とすること。
 - 4、福祉・医療分野などの専門職を増員すること。
 - 5、長期出張者・退職者の代替配置を行うなど職員の労働強化や市民サービス低下とならないよう措置を講じること。
 - 6、会計年度任用職員制度導入による採用は行わないこと。

ジェンダー平等について

○「同一価値労働・同一賃金」の原則を、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、パート労働法など関係法令に明記するよう国に求めること。

○各種審議会をはじめ、意志決定機関への女性参加率引上げについて、部会・専門委員など含めて、全庁的な取り組みを行うこと。早急に30%目標の総達成を目指すこと。特に、教育、福祉の分野についてはただちに30%達成すること。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）について

- 1、相談窓口を充実し24時間対応が行えるように相談員を配置すること
- 2、一時的緊急避難施設・シェルターを増設し、民間シェルターへ運営費を助成すること。
- 3、母子生活支援施設「久松寮」を建て替え積極的に活用すること。
- 4、被害者、加害者へのリハビリテーションや心理療法などに取り組むこと
- 5、加害者更生を図るための調査研究と対策強化、学校などでの予防教育を強化すること。
- 6、暴力を許さない社会的合意をつくること。

○セクハラ、パワハラ、マタニティハラスメントをなくすための取り組みについて

- 1、ハラスメントの禁止を明確にした法整備を国に求めること。
- 2、ハラスメントの加害者の範囲を、使用者や上司、職場の労働者などに限定せず、顧客、取引先、患者など第三者も含めるとともに、被害者の範囲も、就活生やフリーランスを含め国際水準並みに広く定義すること。
- 3、被害の認定と被害者救済のために、独立した救済機関を設置すること。
- 4、ハラスメントをなくすために、実態調査と相談・支援体制をつくること。
- 女性を蔑視し人格を踏みにじる文化的退廃を許さず、人権尊重の世論と運動を広げること。
- 夫婦同姓の強制や女性のみの再婚禁止期間、世帯主制度など遅れた民法制度の改正を行い、差別的規定をなくすよう国に求めること。

LGBTについて

①性的マイノリティへの差別や偏見をなくすために、啓発を行うとともに専門相談窓口を充実するなど、当事者に寄り添う支援を行うこと。

②パートナースhip条例、要綱等の策定、障がい福祉や介護などあらゆる施策にLGBT支援を位置づけること。

○「人権都市宣言」（仮称）を行い、民族差別や性的マイノリティの排除を許さず、市民の人権と個人の尊厳を守る立場を明確にすること。

○野党が共同提出している「LGBT差別解消法案」の成立を国に求めること。

斎場並びに墓苑の整備について

○福山市中央斎場の水くみ場を墓地の中に増設し利用者の利便性を図ること。

○不足している、市営墓地の増設を行うこと。

○墓参者の高齢化などもあり、市営墓地に必要なガードパイプの設置など転落防止対策を行うこと。

○福山市は、2021年4月から残骨灰処理で有価物を売却することにしていきます。残骨灰処理にあたって、遺族の承諾を得ること。

交通事故対策について

○通学路の歩道の整備を行うこと。

○通学路の安全確保のため、道路に凹凸をつけて自動車の速度を落とさせる「ハンブ」の設置や車道幅を狭める「狭さく」など児童が安心して通行できるように道路整備を市内全域に広げること。

○通学路に、歩車分割を含め必要なガードパイプ、ガードレールなどを設置すること。

- 国道182号線の加茂町百谷の自動車転落個所について、急カーブとならないよう道路改修を行うこと。
- 道路舗装費の増額で早急に傷んだ道路を補修することや不明瞭な外側線は引きなおすこと。また、県に対し、不明瞭になった規制線や横断歩道などの引き直しを求めること。
- 交差点で歩車分離式信号機の設置をすすめること。
- 老朽化したカーブミラーや道路標識の更新を行うこと。
- 市民通報アプリ「パ撮ローズ」で道路の路面標示についても通報できるようにすること。

消防について

- 福山市の防災体制を強化するため、常備消防力の強化を図ること。
- 消防職員の配置にあたっては、国指針を確保すること。
- 消防施設の長寿命化計画に基づき、耐震化等に取り組むこと。
- 消防署所の耐震化のための補助金創設を国に要望すること。
- 消防職員による夜間警備勤務は継続すること。また、勤務実態を把握し、業務改善を図ること。
- 消防団について、報酬・手当の見直しを行い、消防団員の充足率を上げるとともに女性消防団員の増員を図ること。
- 消防団器具庫の耐震化を早急に進めること。
- 新型コロナウイルスで消防職員が感染することがないように万全の対策を講じること。

火災による死亡事故を2度と起こさないために

- 介護施設、雑居ビルなどの、特定防火対象物における防火施設整備、安全対策について、漏れがないよう査察・点検を実施し、結果を公表すること。
- 違反を放置することなく、必要な警告、命令等の手続きをおこなひ、是正させること。
- 資金難の事業者が、違反事項について改善できるよう、無利息の融資制度を独自に創設すること。
- 小規模建築物を耐火建築物の対象から除く規制緩和は行わないよう国に求めること。
- 火災警報器設置や消火器購入のため補助すること。

人権・同和行政の終結、清潔・公正な市政を

- 「福山市人権施策基本方針」は抜本的に見直し、行政主導の「人権・啓発」や「住民学習」を廃止すること。
- 「解同」福山市協への補助金を廃止すること。
- 同和地区実態把握は行わないこと。
- 同和問題に特化した職員研修は行わないこと。
- 人権交流センターでの「解同」の事務所使用をやめさせ、残りのコミュニティセンター、コミュニティ館の行政目的を変更し、児童館、高齢者施設など地域の要望に基づいたものにする。
- 自治体改革推進会議に代わる市民サービス向上意見交換会との労使共同体制を解消し、行政と労働組合の健全な関係を構築すること。
- 国に対し、部落問題の固定化・永久化につながる恒久法である「部落差別の解消の推進に関する法律」を廃止するよう求めること。
- 部落問題に特化した条例制定は行わないこと。
- 旧同和住宅資金貸付制度で貸付した資金の返済が完納できるよう努力すること。
- 技能実習制度の廃止を国に求めること。
- ヘイトスピーチを根絶するため取り組みを強化すること。

市立大学について

- 市立大学の法人化は行わないこと。

平和問題について

菅内閣は、安倍政治の継承をうたい、憲法改定のため国民投票法の成立を画策しています。菅政権の狙う憲法改定は、憲法9条の第3項に自衛隊を書き込むものです。このことにより、憲法第9条第1項、第2項の戦争と国際紛争を解決するための武力の行使は永久に放棄すること、戦力を保持しないことの効力が事実上なくなります。改憲が行われれば、海外における武力行使は無制限になってしまいます。9条が9条でなくなる改憲は許されません。

○公務員は、憲法を尊重し、擁護する義務があります。菅内閣が進める憲法改悪に反対すること。

○武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では、市民生活は守れません。国民保護法の廃止を国に求めること。

○平和非核都市宣言の標柱、啓発看板の抜本的増設を行うこと。

○国連で採択された核兵器禁止条約を直ちに批准するよう国に求めること。

○ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を広く内外に知らせ、国内はもとより、全世界の非核宣言都市との連帯と交流を深め核兵器廃絶を訴え、運動を進めること。

○平和非核都市宣言の趣旨をすべての福山市民に周知し、平和、核兵器、軍縮問題に関する内外の資料を収集

し、福山市民に提供するとともに、原水爆禁止・平和を求める市民の団体、運動への援助をすること。

○庁舎内に核兵器廃絶ヒバクシャ国際署名のコーナーを設け、推進すること。

○「特定秘密保護法」は、戦争できる国づくりの第一歩です。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法は撤廃以外にありません。福山市としても「特定秘密保護法」撤廃を国に強く求めること。

○特定秘密保護法に係る行政業務には一切協力しないこと。

○憲法違反の「平和安全保障法」は、発動させるべきではなく、廃止すべきです。国に対し、憲法順守と法の廃止を求めること。

○自衛隊に対する住民基本台帳の閲覧を、させないこと。

○南スーダンへ派遣している自衛隊は、撤退させることを国に求めること。

○安倍内閣が行った自衛隊の護衛艦を中東・ホルムズ海峡へ派遣する閣議決定が菅政権によって1年延長されました。自衛隊の護衛艦、哨戒機の派遣延長に反対すること。

○教育委員会は、中学校、高校に対し、「自衛官による出前防災講座」の周知を行わないこと。